

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年7月18日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役会長 岩崎 俊博
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	京都・滋賀インデックス ファンド (ファンドの愛称を「京(みやこ)ファンド」とします。)
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成24年1月21日から平成25年1月18日まで) 2,500億円を上限とします。 *なお、継続申込期間(以下「申込期間」といいます。)は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新され ます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成24年1月20日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また 第二部 ファンド情報 および 第三部 委託会社等の情報 に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(3)ファンドの仕組み

（図 省略）

委託会社の概況

委託会社

（中略）

・資本金の額

平成23年12月末現在、17,180百万円

（中略）

・大株主の状況(平成23年12月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

<訂正後>

(3)ファンドの仕組み

（図 省略）

委託会社の概況

委託会社

（中略）

・資本金の額

平成24年5月末現在、17,180百万円

（中略）

・大株主の状況(平成24年5月末現在)

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2 投資方針

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)投資方針

- [1]株式への投資にあたっては、野村證券株式会社の金融工学等研究部門の発表する野村日本株地域別インデックスの京都・滋賀インデックスに連動する投資成果を目指してポートフォリオを構築することを基本とします。

野村日本株地域別インデックスとは、野村證券株式会社の金融工学等研究部門が作成している株価指数で、日本の株式を本社の所在地及び生産・製造拠点の所在等の重要な活動を行なっている地域に従って分類し、特定の都道府県を合せた地域毎に計測する株価指数です。

地域別インデックスは、日本の全上場銘柄を対象に、各企業が活動を行なっている都道府県に当該企業の株式の時価総額を配分した上で、複数の任意の都道府県を選んで地域別に作成されます。

・ NOMURA400—構成銘柄以外の銘柄については、原則として本社(本店)所在地に配分されます。

・ NOMURA400—構成銘柄については、原則として本社(本店)所在地の他、当該銘柄の属する業種・セクターの特性を勘案して各都道府県への配分方法が定められています。

NOMURA400は野村證券株式会社の金融工学等研究部門が作成している株価指数で、日本の株式市場を代表する400銘柄から構成されています。

地域別インデックスの作成に際しては、株式の流動性を考慮して各個別銘柄の構成比率の調整が行なわれます。また、構成銘柄の見直しは、通常年1回行なわれます。

京都・滋賀インデックスは、京都府及び滋賀県を対象とした地域別インデックスです。

「野村日本株地域別インデックス」および「NOMURA400」に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの投資成果等に関して一切責任を負うものではありません。
--

- [2]株式の組入比率は、高位を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<訂正後>

(1)投資方針

[1]株式への投資にあたっては、野村證券株式会社の金融工学等研究部門の発表する野村日本株地域別インデックスの京都・滋賀インデックスに連動する投資成果を目指してポートフォリオを構築することを基本とします。

野村日本株地域別インデックスとは、野村證券株式会社の金融工学等研究部門が作成している株価指数で、日本の株式を本社の所在地及び生産・製造拠点の所在等の重要な活動を行なっている地域に従って分類し、特定の都道府県を合せた地域毎に計測する株価指数です。

京都・滋賀インデックスは、京都府及び滋賀県を対象とした地域別インデックスです。

指数の著作権等について

野村日本株地域別インデックスの知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

[2]株式の組入比率は、高位を基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<訂正前>

(3)運用体制

ファンドの運用体制は以下の通りです。

（中略）

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

（中略）

ファンドの運用体制等は平成24年1月20日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(3)運用体制

ファンドの運用体制は以下の通りです。

（中略）

当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。

（中略）

ファンドの運用体制等は平成24年7月18日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3 投資リスク

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

（前略）

委託会社におけるリスクマネジメント体制

（中略）

投資リスクに関する管理体制等は平成24年1月20日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

（前略）

委託会社におけるリスクマネジメント体制

（中略）

投資リスクに関する管理体制等は平成24年7月18日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(5)課税上の取扱い

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

平成25年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

<換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税>

平成25年12月31日までの間は、換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成26年1月1日からは、20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能で

す。

法人の投資家に対する課税

平成25年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成26年1月1日からは、15%(所得税15%)となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除
なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金(解約)時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益については、譲渡所得とみなして課税が行われます。
換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

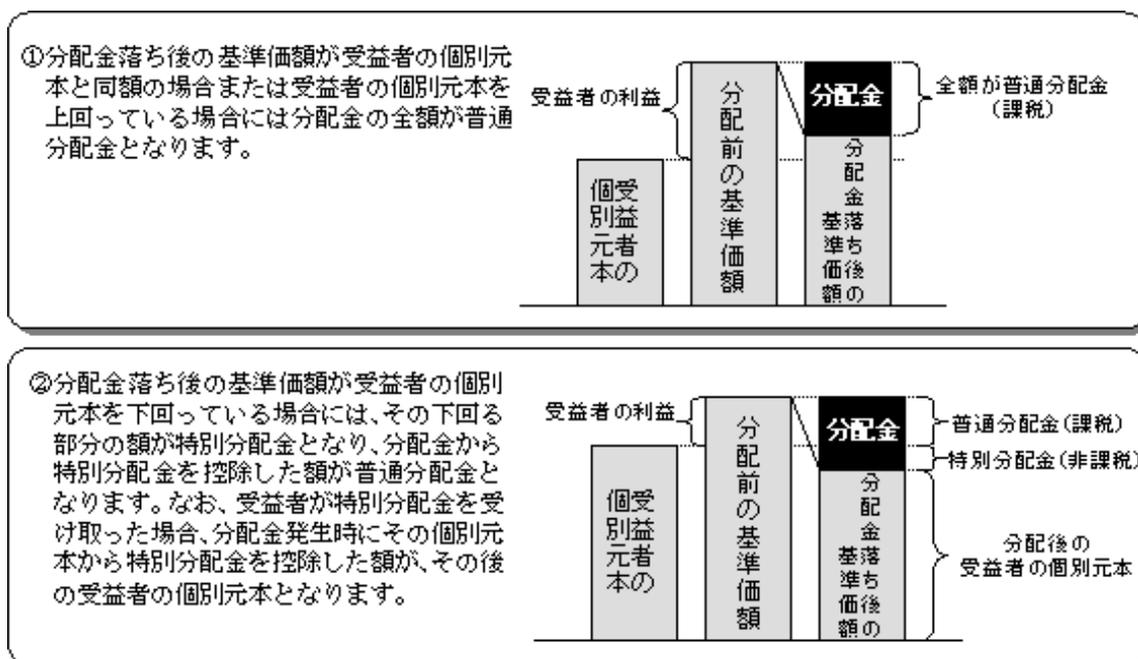
換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。
なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

（ご参考）

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	2.1%（税抜2.0%）以内 ¹	消費税等相当額
換金時 （解約請求制）	信託財産留保額	0.3% ²	

1 基準価額に、2.1%（税抜2.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

2 基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		普通分配金×10% ¹
換金時 （解約請求制）	所得税および地方税		換金時の差益（譲渡益） ² に対して10% ¹
償還時	所得税および地方税		償還時の差益（譲渡益） ² に対して10% ¹

1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合には税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

<訂正後>

(5)課税上の取扱い

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税について

個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

[平成24年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%（国税（所得税及び復興特別所得税）7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税（配当控除の適用があります。）のいずれかを選択することもできます。上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（国税15.315%および地方税5%）となる予定です。

< 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税 >

[平成24年12月31日までの間]

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10%（所得税7%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により10.147%（国税7.147%および地方税3%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10.147%の税率により源泉徴収が行なわれます。なお、上記10.147%の税率は平成26年1月1日以後、20.315%（国税15.315%および地方税5%）となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

法人の投資家に対する課税

[平成24年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

[平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間]

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（国税7.147%）の税率で源泉徴収が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7.147%の税率は平成26年1月1日以後、15.315%（国税15.315%）となる予定です。

源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除
なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

換金（解約）時および償還時の課税について

[個人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の差益 については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。
なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

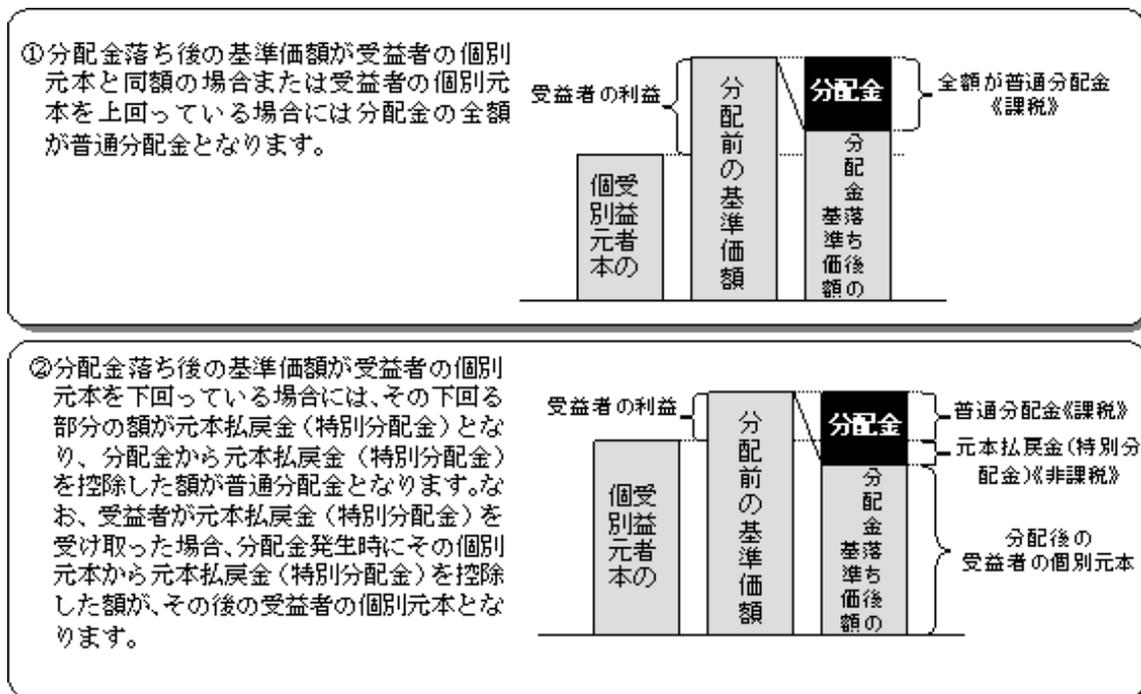
個別元本について

追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

分配金の課税について

分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

(ご参考)

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	2.1%（税抜2.0%）以内 ¹	消費税等相当額
換金時 （解約請求制）	信託財産留保額	0.3% ²	

¹ 基準価額に、2.1%（税抜2.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

² 基準価額に0.3%を乗じて得た額とします。

時期	項目	費用	税金
----	----	----	----

分配時	所得税および地方税		普通分配金×10% ¹
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税		換金時の差益（譲渡益） ² に対して10% ¹
償還時	所得税および地方税		償還時の差益（譲渡益） ² に対して10% ¹

1 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合は税率等が異なります。詳しくは前述の「法人の投資家に対する課税」をご覧ください。

平成25年1月1日から平成25年12月31日までの間は10.147%、平成26年1月1日以後は20.315%となる予定です。

2 詳しくは前述の「換金（解約）時および償還時の課税について」をご覧ください。

税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5 運用状況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

以下は平成24年5月31日現在の運用状況であります。
また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	3,580,597,380	97.20
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		102,881,877	2.79
合計(純資産総額)		3,683,479,257	100.00

(2)投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	任天堂	その他製品	67,700	11,674.41	790,358,000	9,130.00	618,101,000	16.78
2	日本	株式	京セラ	電気機器	72,100	7,121.55	513,464,000	6,490.00	467,929,000	12.70
3	日本	株式	日本電産	電気機器	56,300	6,127.97	345,005,000	6,400.00	360,320,000	9.78
4	日本	株式	村田製作所	電気機器	84,900	4,537.63	385,245,500	4,070.00	345,543,000	9.38
5	日本	株式	ローム	電気機器	41,900	4,054.74	169,894,000	2,846.00	119,247,400	3.23
6	日本	株式	京都銀行	銀行業	181,000	656.64	118,853,000	572.00	103,532,000	2.81
7	日本	株式	日本電気硝子	ガラス・土石製品	190,000	782.20	148,618,000	490.00	93,100,000	2.52
8	日本	株式	島津製作所	精密機器	142,000	658.82	93,553,000	655.00	93,010,000	2.52
9	日本	株式	オムロン	電気機器	46,400	1,786.37	82,887,700	1,553.00	72,059,200	1.95
10	日本	株式	ジーエス・ユアサ コーポレーション	電気機器	198,000	409.22	81,026,000	335.00	66,330,000	1.80
11	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	18,900	3,518.51	66,500,000	3,275.00	61,897,500	1.68
12	日本	株式	大日本スクリーン製造	電気機器	101,000	610.21	61,632,000	566.00	57,166,000	1.55
13	日本	株式	堀場製作所	電気機器	20,300	2,533.31	51,426,200	2,611.00	53,003,300	1.43
14	日本	株式	宝ホールディングス	食料品	84,000	460.78	38,706,000	475.00	39,900,000	1.08
15	日本	株式	キャノン	電気機器	10,600	3,494.62	37,043,000	3,150.00	33,390,000	0.90
16	日本	株式	日本新薬	医薬品	34,000	914.67	31,099,000	880.00	29,920,000	0.81
17	日本	株式	東海旅客鉄道	陸運業	43	655,000.00	28,165,000	638,000.00	27,434,000	0.74
18	日本	株式	関西電力	電気・ガス業	22,400	1,196.07	26,792,000	1,134.00	25,401,600	0.68
19	日本	株式	滋賀銀行	銀行業	63,000	492.57	31,032,000	400.00	25,200,000	0.68
20	日本	株式	小松製作所	機械	13,100	1,889.30	24,749,900	1,878.00	24,601,800	0.66
21	日本	株式	ワコールホールディングス	繊維製品	27,000	908.00	24,516,000	889.00	24,003,000	0.65
22	日本	株式	ニチコン	電気機器	30,600	905.31	27,702,600	777.00	23,776,200	0.64
23	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	54	397,833.33	21,483,000	437,000.00	23,598,000	0.64
24	日本	株式	日新電機	電気機器	52,000	529.28	27,523,000	442.00	22,984,000	0.62
25	日本	株式	大阪瓦斯	電気・ガス業	71,000	301.30	21,393,000	307.00	21,797,000	0.59
26	日本	株式	王将フードサービス	小売業	11,100	1,898.69	21,075,500	1,879.00	20,856,900	0.56
27	日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	7,400	2,033.00	15,044,200	2,466.00	18,248,400	0.49
28	日本	株式	アイフル	その他金融業	115,150	107.31	12,357,700	146.00	16,811,900	0.45
29	日本	株式	平和堂	小売業	14,000	955.57	13,378,100	1,092.00	15,288,000	0.41
30	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	4,500	3,821.61	17,197,268	3,380.00	15,210,000	0.41

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	建設業	0.43
	食料品	2.60
	繊維製品	1.31
	パルプ・紙	0.10
	化学	1.45
	医薬品	3.47
	石油・石炭製品	0.17
	ゴム製品	0.29
	ガラス・土石製品	2.58
	鉄鋼	0.29
	非鉄金属	0.48
	金属製品	0.33
	機械	2.31
	電気機器	45.33
	輸送用機器	0.44
	精密機器	2.85
	その他製品	17.24
	電気・ガス業	1.28
	陸運業	1.68
	海運業	0.11
	空運業	0.07
	倉庫・運輸関連業	0.03
	情報・通信業	2.15
	卸売業	1.15
	小売業	2.81
	銀行業	3.49
	証券・商品先物取引業	0.19
	保険業	0.62
	その他金融業	0.70
	不動産業	0.51
サービス業	0.59	
	小計	97.20
合計		97.20

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3)運用実績

純資産の推移

平成24年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期 (2006年10月25日)	32,934	33,213	1.1776	1.1876
第2期 (2007年10月25日)	16,759	16,914	1.5156	1.5296
第3期 (2008年10月27日)	6,007	6,072	0.6516	0.6586
第4期 (2009年10月26日)	8,024	8,099	0.8501	0.8581
第5期 (2010年10月25日)	6,528	6,578	0.7869	0.7929
第6期 (2011年10月25日)	4,365	4,400	0.6312	0.6362
2011年5月末日	5,738		0.7873	
6月末日	5,294		0.7492	
7月末日	4,995		0.7131	
8月末日	4,616		0.6616	
9月末日	4,346		0.6244	
10月末日	4,424		0.6371	
11月末日	4,271		0.6224	
12月末日	4,069		0.5991	
2012年1月末日	4,068		0.6143	
2月末日	4,444		0.6760	
3月末日	4,569		0.6968	
4月末日	4,271		0.6568	
5月末日	3,683		0.5690	

分配の推移

期	1口当たりの分配金
第1期	0.0100 円
第2期	0.0140 円
第3期	0.0070 円
第4期	0.0080 円
第5期	0.0060 円
第6期	0.0050 円

収益率の推移

期	収益率
第1期	18.8 %
第2期	29.9 %
第3期	56.5 %
第4期	31.7 %
第5期	6.7 %
第6期	19.2 %
第7期(中間期)	4.7 %

各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

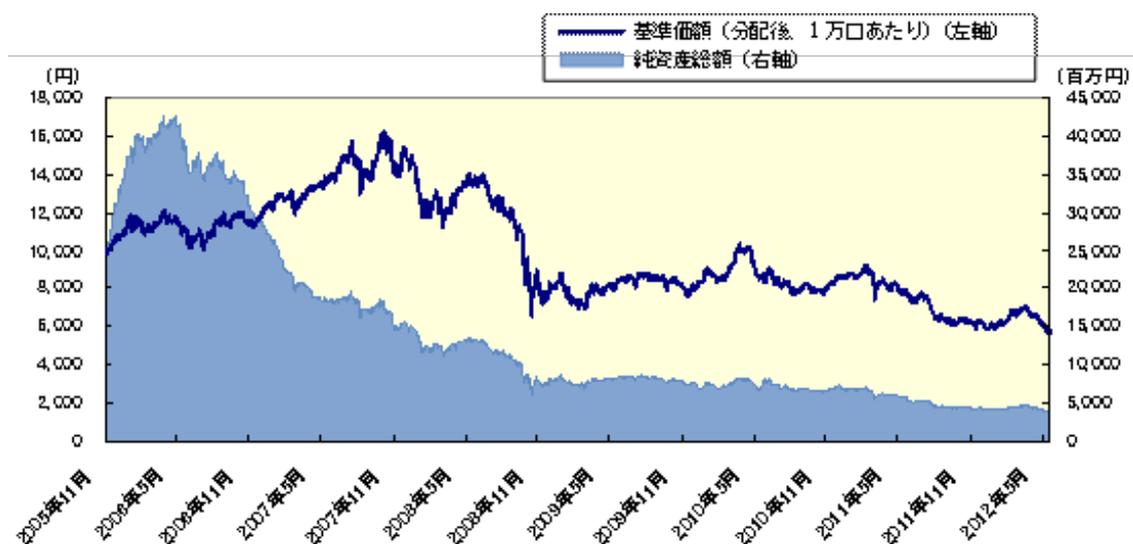
(4)設定及び解約の実績

期	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1期	42,481,029,377	14,514,038,728	27,966,990,649
第2期	1,895,934,783	18,804,541,969	11,058,383,463
第3期	1,086,990,929	2,925,460,139	9,219,914,253
第4期	1,506,912,358	1,287,412,679	9,439,413,932
第5期	1,903,251,505	3,045,627,116	8,297,038,321
第6期	651,270,915	2,032,453,907	6,915,855,329
第7期(中間期)	172,895,581	587,447,844	6,501,303,066

本邦外における設定及び解約の実績はありません。

< 参考情報 > 運用実績（2012年5月31日現在）

[基準価額・純資産の推移]（日次：設定来）



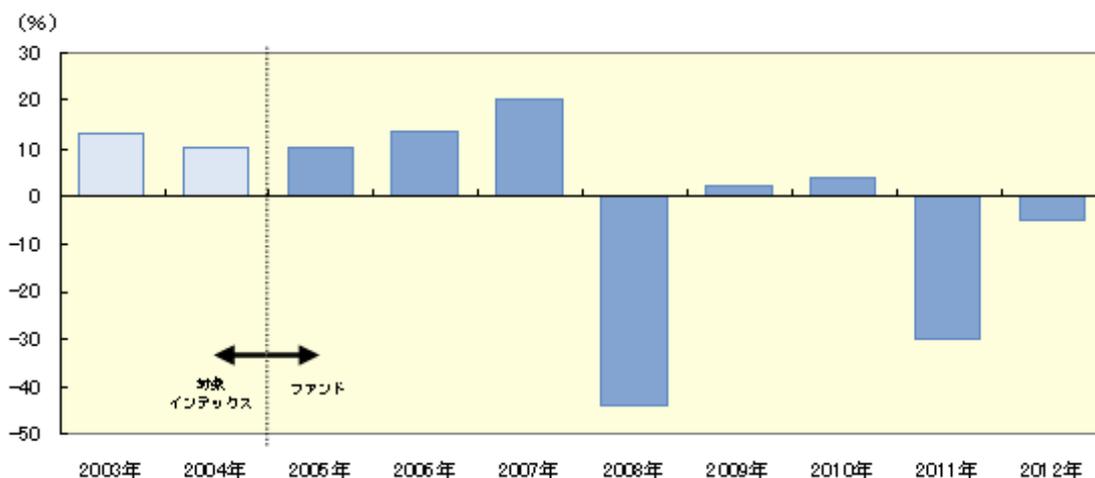
[分配の推移]（1万口あたり、課税前）

2011年10月	50 円
2010年10月	60 円
2009年10月	80 円
2008年10月	70 円
2007年10月	140 円
設定来累計	500 円

[主要な資産の状況]

銘柄別投資比率(上位)				業種別投資比率(上位)		
順位	銘柄	業種	投資比率 (%)	順位	業種	投資比率 (%)
1	任天堂	その他製品	16.8	1	電気機器	45.3
2	京セラ	電気機器	12.7	2	その他製品	17.2
3	日本電産	電気機器	9.8	3	銀行業	3.5
4	村田製作所	電気機器	9.4	4	医薬品	3.5
5	ローム	電気機器	3.2	5	精密機器	2.9
6	京都銀行	銀行業	2.8			
7	日本電気硝子	ガラス・土石製品	2.5			
8	島津製作所	精密機器	2.5			
9	オムロン	電気機器	2.0			
10	ジーエス・ユアサ コーポレーション	電気機器	1.8			

[年間収益率の推移]（暦年ベース）



- ・ ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ 2003年から2004年は対象インデックスの年間収益率。
- ・ 2005年は設定日（2005年11月10日）から年末までのファンドの収益率。
- ・ 2012年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの収益率。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2 【管理及び運営】

2 換金(解約)手続等

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(前略)

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。ただし、1日1件1億円を超える解約の場合には午前11時までとします。

換金価額は、解約申込み受付日の基準価額から、信託財産留保額 を差し引いた価額となります。

(以下 略)

<訂正後>

(前略)

一部解約の実行の請求の受け付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

換金価額は、解約申込み受付日の基準価額から、信託財産留保額 を差し引いた価額

となります。

（以下 略）

第3 【ファンドの経理状況】

1 財務諸表

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表 につきましては、以下の中間財務諸表が追加されます。

< 中間財務諸表 >

京都・滋賀インデックス ファンド

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)(以下「中間財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間(平成23年10月26日から平成24年 4 月25日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

京都・滋賀インデックス ファンド

(1)中間貸借対照表

期別	第7期中間計算期間末 平成24年 4 月25日現在
科目	金額(円)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	104,585,350
株式	4,175,699,180
未収入金	
未収配当金	40,171,185
未収利息	260
流動資産合計	4,320,455,975
資産合計	4,320,455,975
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	
未払解約金	1,941,017
未払受託者報酬	1,120,390
未払委託者報酬	19,046,653
その他未払費用	67,161
流動負債合計	22,175,221
負債合計	22,175,221
純資産の部	
元本等	
元本	6,501,303,066
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金()	2,203,022,312
(分配準備積立金)	1,674,137,084
元本等合計	4,298,280,754
純資産合計	4,298,280,754
負債純資産合計	4,320,455,975

(2)中間損益及び剰余金計算書

期別	第7期中間計算期間 自 平成23年10月26日 至 平成24年 4 月25日
科目	金額(円)
営業収益	
受取配当金	41,907,085
受取利息	49,762
有価証券売買等損益	170,523,725
その他収益	16,343
営業収益合計	212,496,915
営業費用	
受託者報酬	1,120,390
委託者報酬	19,046,653
その他費用	67,161
営業費用合計	20,234,204
営業利益	192,262,711
経常利益	192,262,711
中間純利益	192,262,711
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	762,713
期首剰余金又は期首欠損金()	2,550,307,698
剰余金増加額又は欠損金減少額	217,635,310
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	217,635,310
剰余金減少額又は欠損金増加額	61,849,922
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	61,849,922
分配金	
中間剰余金又は中間欠損金()	2,203,022,312

(3)中間注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1) 株式 原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4 その他	当ファンドの計算期間は、平成23年10月26日から平成24年 10 月25日までとなっております。 なお、当該中間計算期間は、平成23年10月26日から平成24年 4 月25日までとなっております。

(追加情報)

第7期中間計算期間 自 平成23年10月26日 至 平成24年 4 月25日
当中間計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第7期中間計算期間末 平成24年 4 月25日現在	
1 中間計算期間の末日における受益権の総数	6,501,303,066 口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損	2,203,022,312 円
3 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1 口当たり純資産額	0.6611 円
(10,000口当たり純資産額)	6,611 円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第7期中間計算期間末 平成24年 4 月25日現在	
1 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

(その他の注記)

1 元本の移動

第7期中間計算期間 自 平成23年10月26日 至 平成24年 4 月25日	
期首元本額	6,915,855,329 円
期中追加設定元本額	172,895,581 円
期中一部解約元本額	587,447,844 円

2 デリバティブ取引関係

第7期中間計算期間末(平成24年 4 月25日現在)
該当事項はございません。

2 ファンドの現況

原届出書の 第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

純資産額計算書

平成24年5月31日現在

資産総額	3,690,551,760	円
負債総額	7,072,503	円
純資産総額(-)	3,683,479,257	円
発行済口数	6,474,002,574	口
1口当たり純資産額(/)	0.5690	円

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)資本金の額

平成23年12月末現在、17,180百万円

（以下 略）

<訂正後>

(1)資本金の額

平成24年5月末現在、17,180百万円

（以下 略）

2 事業の内容及び営業の概況

原届出書の 第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況 につきましては、以下の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成24年4月27日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	768	9,983,622
単体型株式投資信託	40	228,995
追加型公社債投資信託	18	4,740,909
単体型公社債投資信託	0	0
合計	826	14,953,526

第2 【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

*平成23年11月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 京都銀行	42,103百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
京都信用金庫	13,249百万円	信用金庫法に基づき信用金庫の事業を営んでいます。
信金中央金庫	490,998百万円	信用金庫法に基づき信用金庫連合会の事業を営んでいます。

*平成23年11月末現在

京都信用金庫および信金中央金庫の資本金の額の箇所には出資の総額を記載しております。

<訂正後>

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

*平成24年4月末現在

(2)販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社 京都銀行	42,103百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
京都信用金庫	13,122百万円	信用金庫法に基づき信用金庫の事業を営んでいます。
信金中央金庫	490,998百万円	信用金庫法に基づき信用金庫連合会の事業を営んでいます。

*平成24年4月末現在

京都信用金庫および信金中央金庫の資本金の額の箇所には出資の総額を記載しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成24年6月13日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内田 満 雄指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている京都・滋賀インデックス ファンドの平成23年10月26日から平成24年4月25日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、京都・滋賀インデックス ファンドの平成24年4月25日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成23年10月26日から平成24年4月25日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。